

規 則

埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十号

埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則

第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六項」を「第十七項」に改める。

第三条第一項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改める。

様式第二号及び様式第四号中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。